

金融厅



## 《金融庁》

表 6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成 24 年 5 月 31 日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで</li> </ul> <p>2 事前評価の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</li> <li>○ 評価の対象は、次のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 1 号から第 5 号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</li> <li>② 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 6 号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策）</li> <li>③ 法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策）</li> <li>④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</li> <li>⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul> </li> </ul> <p>3 事後評価の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。</li> <li>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策</li> <li>事業評価：法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</li> <li>総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策</li> <li>租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第 9 条及び法施行令第 3 条第 7 号に該当する政策</li> </ul> </li> </ul> <p>4 政策評価の結果の政策への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。</li> </ul> <p>5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。</li> <li>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</li> </ul>	
実施計画の名称	平成 26 年度金融庁政策評価実施計画（平成 26 年 7 月 1 日策定）	
実施計画の主な規定内容	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価：20 施策</li> <li>○ 事業評価：           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業等。また、過去にこうした事前評価を実施し、当年度に効果が発現する予定の事業等。</li> <li>(2) 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現</li> </ul> </li> </ul>

		のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等。
2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)		該当する政策なし
3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)		該当する政策なし

表 6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：6件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改 廃は妥当	6	1 評価結果を踏まえ、法案を国 会に提出した。 2 評価結果を踏まえ、政令等を 制定又は改正することとした。	2 4	
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の 新設、拡充又は延長 は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望 を行った。	8	
事 後 評 価	主要な行 政目的に 係る政策 等として 基本計画 に掲げる 政策  (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評 価) 〔表6-3-ウ〕 [実績評価方式：20件] 〔表6-3-エ〕	目標達成	6	1 評価結果を踏まえ、これまで の取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 2 評価結果を踏まえ、評価対象 政策の改善・見直しを行った。 【改善・見直し】	12 8
		相当程度進展あり	13	<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 13件 機構・定員要求に反映 7件 (うち、機構5件、定員6件)		
		進展が大きくない	1	<事前分析表への反映> 測定指標を変更 8件		
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推 進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた。 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

## 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 5 月 14 日、6 月 6 日、7 月 1 日、7 月 3 日、平成 27 年 2 月 13 日及び 3 月 23 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	プロ向けファンドに関する規制の見直し
2	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加
3	保険仲立人に対する規制緩和
4	非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け
5	大量保有報告制度の見直し
6	適格機関投資家等特例業務の見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表 6-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	投資法人（J リート）における「税会不一致」問題の解消等
2	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
3	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）
4	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税
5	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
6	外国子会社合算税制の見直し
7	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置
8	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)) の表 6-4-(2) 参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。  
実績評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 20 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 8 月 29 日に「平成 25 年度実績評価書」として公表。

表 6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本政策 I 経済成長の礎となる金融システムの安定			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進

2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	相当程度進展あり	引き続き推進
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	相当程度進展あり	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	目標達成	引き続き推進
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>			
12	国際的な政策協調・連携強化	目標達成	引き続き推進
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	目標達成	引き続き推進
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	相当程度進展あり	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化	進展が大きくない	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	相当程度進展あり	引き続き推進
(業務支援基盤の整備のための取組み)			
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	相当程度進展あり	改善・見直し
18	学術的成果の金融行政への導入・活用	相当程度進展あり	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用	目標達成	引き続き推進
20	災害等発生時における金融行政の継続確保	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html))の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施中（平成27年8月公表予定）。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
<b>基本政策IV 横断的施策</b>	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 （業務支援基盤の整備のための取組み）
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用
20	災害等発生時における金融行政の継続確保

(3) 事業評価方式を用いて、以下の1事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成26年8月29日に「平成26年度事業評価書」として公表。

表6-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/94548.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html)）の表6-4-(4)参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの



(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用 災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku26.pdf>)参照

